

三監告示第 5 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 29 日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 枇 澤 綾 子

三条市監査委員 山 田 富 義

記

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 | 監査の期間 | 同 上 |
| 3 | 監査の方法 | 同 上 |
| 4 | 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和5年度及び令和6年度における市民部市民窓口課、地域経営課、生涯学習課及び環境課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 令和6年8月28日から同年11月29日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
山 田 富 義
- 4 監査の方法
定期監査は、令和5年度及び令和6年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
事務事業は、おおむね適正に執行されていた。
なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。
 - （1）補助金の交付事務において、財務会計及び文書管理の処理方法に不適切な事例があった。
 - （2）現金出納事務において、現金等出納簿の記載誤り、現金を長期間金庫に保管していた等の事例があった。
 - （3）旅費支給事務において、未支給の事例があった。